

監査対象部局	瀬戸内市産業建設部農林水産課（産業振興課）	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 平成 26 年 11 月 28 日	
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 3 日から平成 26 年 11 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長が一般財団法人瀬戸内市振興公社の代表理事となっている。団体を代表して、補助金を申請等することは、民法第108条の双方代理に抵触することになると類推適用される可能性があるため、適正に処理し、透明性を確保されたい。	平成 30 年度の当公社理事会の決議により、市補助金に関する申請等については、代表理事ではなく他の理事に委任することで対応することとしました。	措置済 (H30.5.9)